

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月21日 07時00分ごろ
発生場所	福岡県糸島市碓石埼東方沖 筑前西浦港沖防波堤南灯台から真方位239° 2.4海里付近 (概位 北緯33° 37.9′ 東経130° 09.8′)
事故の概要	漁船第3招運丸は、南東進中、岩場に乗りに揚げた。
事故調査の経過	令和5年7月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第3招運丸、11トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-16954（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣り漁の目的で、長崎県対馬市巖原港を出港し、手動操舵により約6.0ノット（kn）の対地速力で対馬市南東方の操業予定場所へ向かった。</p> <p>船長は、操業予定場所で魚影が見つからず、さらに福岡県糸島市方面へ向かって南東進中、眠気を感じるようになり、立って操船したり飲み物を飲んだりしていたが、魚影を探そうと約4knに減速し、操舵室の椅子に腰を掛けて魚群探知機を見ながら航行していたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>付近を通りかかった船舶の乗組員は、碓石埼東方の岩場に乗りに揚げている本船に気付き、近づいて眠っている船長に声を掛け、水難救済会に連絡した。</p> <p>連絡を受けた水難救済会担当者は、海上保安庁へ本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、水難救済会が手配したサルベージ船に引き出され、福岡市のドックへえい航された。</p> <p>船長は、入院して精密検査を受け、医師から睡眠不足を指摘された。</p> <p>船長は、本事故当日までの約10日間、16時に出航してから翌朝まで操業し、その後、2～3時間の睡眠を取ってからまた出漁するという生活を繰り返していた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.0mであった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、南東進中、単独で操船中の船長が、居眠りに陥り、岩場に向かう針路で航行を続けたことから、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、連日の操業による睡眠不足の状態、魚影を探そうと椅子に腰を掛けた姿勢で操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、南東進中、単独で操船中の船長が、居眠りに陥り、岩場に向かう針路で航行を続けたことから、岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操業する漁船の船長は、操業中、眠気や疲労を感じた場合、安全な海域で停泊して適宜休息を取るなど、居眠り運航を防止する措置を取ること。 ・ 単独で操業する漁船の船長は、疲労防止の観点から、連続の操業を避け、適宜休日設けることが望ましい。